第三条　改正法附則第三条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第十七条の十の規定は、なおその効力を有する。

第四条　改正法附則第三条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の八の規定及び港湾法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百四十三号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第十条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第二十七条の二及び第二十七条の三の規定は、なおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年二月十四日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に交付した第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第六号様式による証票及び第十一号様式による証明書は、それぞれ第一条の規定による改正後の港湾法施行規則第六号様式による証明書及び第十一号様式による証明書とみなす。

○国土交通省令第一号
環境省令

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第四十号）の施行に伴い、並びに浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十二条の五第二項第三号及び同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月七日

国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の一部を改正する省令

浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和六十年厚生省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令

本則に次の二条を加える。

（設置計画に定める事項）

第五条　法第十二条の五第二項第三号の規定による国土交通省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第十二条の五第一項に規定する浄化槽（以下この条及び次条において単に「浄化槽」という。）ごとに、放流先又は放流方法

二　浄化槽ごとに、着工予定年月日

三　浄化槽ごとに、使用開始予定年月日

四　市町村が建築物の汚水を浄化槽に流入させるために必要な汚水管その他の排水施設を設置する場合においては、当該浄化槽ごとに、当該施設の概要

（設置計画の協議の申出）

第六条　法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による設置計画の協議の申出は、設置計画を記載した書類（設置計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる書類（設置計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を添付した申出書を都道府県知事及び特定行政庁に提出して行うものとする。

一　浄化槽ごとに、当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積を記載した書類

二　浄化槽ごとに、処理対象人員及び算出根拠を記載した書類

三　浄化槽ごとに、工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書類

四　浄化槽ごとに、付近の見取図

五　浄化槽が法第十三条第一項又は第二項の規定による認定を受けていない場合においては、当該浄化槽ごとに、構造図、仕様書及び処理工程図

附　則

この省令は、浄化槽法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

○環境省令第三号

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第四十号）の施行に伴い、及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の規定に基づき、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月七日

環境大臣　小泉進次郎

第三条　改正法附則第三条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第十七条の十の規定は、なおその効力を有する。

第四条　改正法附則第三条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の八の規定及び港湾法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百四十三号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第十条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第二十七条の二及び第二十七条の三の規定は、なおその効力を有する。